

# 整備管理者選任前研修等のご案内

(一社)旭川地区トラック協会  
旭川市流通団地2条4丁目  
TEL 0166-48-7244  
FAX 0166-47-5079

## 整備管理者の選任前研修について

道路運送車両法施行規則第31条の4(平成15年新設)に規定される運輸局長が行う標記研修を下記のとおり実施します。今後、**実務経験**による選任や、**補助者**として社内選任を考られている場合には選任予定者を受講させて下さい。

注. 整備士免許を保有されている方は受講の必要はありません。

- 実施日時 平成29年 6月 6日 (火)  
13:30~17:00
- 主催 旭川運輸支局
- 会場 **トラック研修センター**  
旭川市流通団地2条4丁目(トラック協会3階)
- 研修内容 (1) 整備管理者制度の趣旨、目的  
(2) 整備管理者の業務、権限  
(3) 点検・整備の方法  
(4) 整備管理者の関係法令、その他  
※ **研修後に試問及び自己採点、解説による習熟を高める事項が追加(H23.4.1改正)**
- 対象者 整備管理等の実務経験を有し、整備管理者として選任を予定されている者
- 研修費用 研修資料費等 **無料**
- 携行品 (1) 筆記用具  
(2) **運転免許証等**(写真付の身分証明書)
- 締切 **5月30日**(定員になり次第締切ります)。
- 次回予定 9/13、12/6、3/7に実施予定

## 整備管理者選任制度について

### 選任後研修(平成15年改正)

選任した届出年度に受講する。以後 **2年に1回** に受講。例年、旭川地区は年が明けての1月下旬に実施しています。

同一年度に「**選任前研修**」を受講し、選任の届出された者は、その年度の「**選任後研修**」を受講したと見なされます。  
例 29年度に受講・届出した場合、31年度の研修から受講します。

### 資格要件 (下記いずれかに該当すること)

- A 2年以上の実務経験(会社印による証明) + 選任前研修の受講
- B 自動車整備士技能検定資格者
- C 上記2項に掲げる技能と同等あるいは国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有している者

### 選任の届出

選任の届出に際し「整備管理規定」の原本確認が必要となります。

### 実務経験における選任届の事例

平成15年4月1日の改正時点で選任(改正前から)されていた以後、解任し、再選任又は別事業所で選任する場合には「選任前研修」は必要ありませんが改正時に選任されていたことがわかる書類「選任届のコピー等」を届出書類に添付して下さい。

平成15年4月1日改正時の時点で選任されていない → 選任前研修が必要

**重要**

デイ・ライトで安全確保  
自分の存在・位置を知らせ安全を確保しよう  
いつでもライトオン!

## 整備管理者 選任前研修 受講申込書 (FAX)

予定実施日 6月6日(火) 会場: トラック研修センター  
(一社)旭川地区トラック協会 宛 FAX 0166-47-5079

会社/営業所名 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

**本人記入欄**(誤記入防止のため直接本人がご記入下さい。修了証の記載内容となります。)

ふりがな																				
受講者名																				

氏名は**運転免許証**に記載されている字体でお願いします。

記入例

門	×	清	×	井	×	本	×	課	×	草	×	鳥	×
門	○	清	○	井	○	本	○	課	○	草	○	鳥	○

など

文字は略さず、崩さず、楷書でお願いします。

確認を要する字体等例

辺	邊	邊	崎	崎	碕	富	富	淵	淵	沢	澤	辻	辻
己	巳	巳	広	廣	廣	浜	濱	竜	龍	滝	瀧	桧	檜
齊	齋	齊	齋	真	眞	桜	櫻	高	高	亘	互	互	など

無断欠席者が多く、修了証発行等に支障が出ております。申込み後に、「出席しない」、または、「当日 来られない」場合には必ずトラック協会にご連絡ください。